

## 周知状況

- ◆ **トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会（10月9日）**
  - ・「飲料配送報告書」及び「標準貨物自動車運送約款」における飲料配送に係る取扱いを明確にするための「適用細則」について周知
- ◆ **トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会**
  - ・10月18日現在、全都道府県協議会において約5,000団体（※）等に周知
  - ※運送事業者：都道府県トラック協会、発着荷主：経済連合会、商工会議所、経営者協会 等
- ◆ **トラック運送事業「取引環境適正化」セミナー**
  - ・10月10日の東京での開催を皮切りに、全国10ブロック（※）で開催
  - ※10月10日東京（開催済）、15日大阪（開催済）、16日名古屋（開催済）、25日札幌（開催済）、11月5日福岡、11日広島、29日沖縄、12月10日新潟（仙台、香川は12月で調整中）
  - ※これまで計343社が参加、うち、運送事業者が約4割、荷主が約6割
  - ・10月10日の東京会場では、御法川国土交通副大臣が挨拶し、自動車局長から趣旨説明を実施
- ◆ **その他各団体等への説明会などの場を活用して周知実施** **11月頃に浸透状況の調査を実施予定**

※ 中央協議会の構成（抄）

- ・全ト協副会長
- ・経団連産業政策本部長
- ・日商産業政策第二部長
- ・連合総合政策局長
- ・学識経験者
- ・経産省・農水省など関係局長

## 意見・今後の対応

### 運送事業者からの意見

### 今後の対応

#### 運送事業者・発着荷主・着荷主間での判断基準

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷主と交渉したケース</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成功した場合<br/>「荷主の理解が得られて成功した」</li> <li>・断られた場合<br/>「これまでの慣習もあり断られた」</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き取組の浸透を図り、フォローアップ</li> <li>・国土交通省ホームページでの荷主情報の提供及び全日本トラック協会の窓口への情報提供を促し、荷主への働きかけも含めて対応</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷主と交渉していないケース<br/>「これまでのやり方で問題が生じていないため、交渉していない」</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会等を通じて重要性を周知</li> </ul>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後荷主交渉するケース<br/>「まずは報告書の内容について荷主と認識を共有し、段階的に交渉していく」</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ト協の相談窓口を通じて、相談があった場合の対応を丁寧にフォロー</li> </ul>                                  |  |

#### 運用上のトラブル

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・毀損していない商品を含め受け取り拒否<br/>「報告書について周知が行き届いていないケースもある」</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁と連携して直接着荷主への働きかけを実施</li> </ul>             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の購入時における苦情<br/>「箱買い商品の段ボールの擦れ等に対する苦情が寄せられるケースがある」</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ホワイト物流」推進運動を通じて、一般消費者に対して周知（政府広報等）</li> </ul> |

## 周知状況

- ◆ **トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会（10月9日）**
  - ・荷待ち時間や附带業務の「乗務記録」への記載を義務づけた貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正や、運賃・料金の明確化を図った標準運送約款の改正等について周知
- ◆ **トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会**
  - ・10月18日現在、全都道府県協議会において約5,000団体（※）等に周知
    - ※運送事業者：都道府県トラック協会、発着荷主：経済連合会、商工会議所、経営者協会 等
- ◆ **トラック運送事業「取引環境適正化」セミナー**
  - ・10月10日の東京での開催を皮切りに、全国10ブロック（※）で開催
    - ※10月10日東京（開催済）、15日大阪（開催済）、16日名古屋（開催済）、25日札幌（開催済）、11月5日福岡、11日広島、29日沖縄、12月10日新潟（仙台、香川は12月で調整中）
    - ※これまで計343社が参加、うち、運送事業者が約4割、荷主が約6割
  - ・10月10日の東京会場では、御法川国土交通副大臣が挨拶し、自動車局長から趣旨説明を実施
- ◆ **その他各団体等への説明会などの場を活用して周知実施**



- ※ 中央協議会の構成（抄）
- ・全ト協副会長
  - ・経団連産業政策本部長
  - ・連合総合政策局長
  - ・日商産業政策第二部長
  - ・学識経験者
  - ・経産省・農水省など関係局長

- 真荷主に対して契約を書面化した者：約80%
- 改正後の標準約款に基づき運賃を設定した者：約83%
- 約款改正を踏まえ、真荷主との間で取引を見直した者：約50%
- 「ホワイト物流」に協力する旨の行動宣言をした荷主：約550者

11月頃に浸透状況の調査を実施予定

## 意見・今後の対応

### 運送事業者からの意見

### 今後の対応

#### 発荷主との関係

- 「荷主の協力により、適正化の取組を着実に進めている」
- 「これまでの慣習もあり、適正化の取組が進んでいない」
- 「これまでのやり方で問題が生じていないため、荷主側にアプローチしていない」

- ・引き続き取組の浸透を図り、フォローアップ
- ・国土交通省ホームページでの荷主情報の提供を促し、荷主への働きかけも含めて対応
- ・関係省庁と連携した説明会等を通じ、荷主との協力の重要性を周知するとともに、ガイドラインを用いて原価計算の方法等を運送事業者へ説明

#### 着荷主との関係

- 「取引の適正化は認知しているものの、対応できていないケースもある」
- 「適正化の取組みは知っているが、着荷主との具体的な話ができていない」

- ・関係省庁と連携して直接着荷主への働きかけを実施
- ・「ホワイト物流」推進運動を通じて、着荷主にも取引適正化の取組みを周知徹底